

監事監査実施に関する内規

平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第7号

最終改正 平成27年3月24日

(目的)

第1条 この内規は、監事監査規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第18号。以下「規程」という。）に定める監事監査の実施に関する基準を定め、監査事務の公正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

(適用)

第2条 監事監査は、規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(監査の基準)

第3条 監事は、別表の監事監査実施基準に基づき、監査を行うものとする。

附 則

この内規は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。